

令和7年度第3回平塚市文化財保護委員会 会議録

日 時

令和8年1月29日(火)

午後2時00分から午後3時45分まで

場 所

平塚市役所7階 720会議室

出席者 11人〔傍聴人 0人〕

委員：近藤委員長、吉田(英)副委員長、吉田(鋼)委員、小川委員、薄井委員、丸島委員、山本委員

事務局：石塚課長、中嶋課長代理、吉岡主管、細井主事

課長の挨拶後、議事に入る

1 報告事項

(1)平塚市内文化財の調査について(資料1) 【公開】

(委員長)

それでは次第に従って会議を進めさせていただきます。

1、令和8年度の文化財保護事業について、説明を願いたい。

【資料1に基づき、事務局より説明】

(委員長)

何か問題となっている点が事務局としてはあるのか。

(事務局)

相模人形芝居総合調査が3カ年限定ということで実施されるが、来年度は3カ年の真ん中の年になるため、初年度よりも収束に向けての動きを見せつつ取り組まないといけな
い。各調査委員の先生方と相談をしながら、成果がうまくまとまる方向に足がかりをつ
くっていく必要があり、業務として見通しが立ちにくく難しい面はある。他の点はまだ予想
がつかない部分もあるが、現状はこのまま現体制でやっていけると考えている。

(委員長)

毎年毎年のことだが、何か確認したい点はあるか。ご意見願いたい。

(委員)

文化財の認定っていうところだが、これ埋蔵文化財に関する規定として、101条で、県
教育委員会に保管書を提出し、そしてそのあと102条に基づいて県教委が観査を経て、当
該出土物は文化財と認定され、認定通知が発出されるということ、文化財保護法に基づい
てのことなのだが。ご存じだと思うが、文化財保護法ではなく、博物館法に関わる法律の
中の一部分、どういうことかという、博物館法を根拠にして博物館の設置及び運営上の
望ましい基準というのを、文科省が出している。これは大臣の通達だと思うが、昔は公立

博物館の新築基準というものがあって、それが廃止されることによって出てきた博物館の設置及び運営上の望ましい基準というのが、去年の12月に全面改定され、告示され、パブリックコメントも行われて、初めて、この中に廃棄という言葉が入った。資料を廃棄できるということ。

これが入って、今、日博協とか、ミュゼオロジーの世界では、これをめぐっていろんな議論が進んでいる。おそらく、変えることはできないだろうと思われる。

奈良県の民族博物館、奈良県知事が資料を捨てろと言い出したのが発端。大問題になって、県立博物館なので応じざるをえない、いろんな手だてが行われていたが、それだけで済まずに、博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全面改定にこれが関わってきた。

文化財保護法にこれが及ぶとは思えないが、国が廃棄という言葉で博物館資料について初めて入れた。例えば、ここでの観査を経て、当該出土物は文化財として文化財と認定され、認定通知が発出されるとある。これが法律上どのくらいの効力があるか。つまり、保護法上は第2条に関わるのだが、第2条はこういうものを文化財というという概念規定をしているが、誰が文化財として認めるかという、条文というか言葉が一切入っていない。歴史上の価値とか、芸術上の価値とか学術上の価値、そういうものが文化財だと言っているのだが、法律は誰がそれを認定するかということを書いてない。埋文だけ、こういう形で文化財としての認定という言葉が出てくる。

果たして保護法まで影響するかどうかというのはなかなか困難なことだと思うのだが、今、博物館法も文化財保護法も文化庁管轄だから、博物館法は今まで文科省の社会教育課が管轄していたけど、文化庁に博物館法も所管官庁が移っているから、従来から博物館法と文化財保護法をどうやって関連づけるかということが大きな課題の1つだった。つまり博物館法では集めた資料を的確に保存しなければならないというような義務規定がない。保存するものというような言葉しかない。博物館法だけではどこでも収蔵庫問題を抱えているから、非常に保存について弱くて、どうしたらいいかということはずっと大きな課題になってきた。これは法の不備なのだと思う。文化財保護法の第2条なのだが、ちょっと心配なのは、神奈川県教育委員会を経て、職員が見て文化財だとことを言うのだと思うが、これが法律的にどのくらい効力を持つかということなのだ。つまり、保護法には指定と登録と選択という3つの行政行為がある。指定と登録と選択という3つの行政行為で文化財を守っていくことになる。指定は誰でも知っている。登録はかなり拡大された。

前から言っていることだが、どこの教育委員会でも埋蔵文化財の保存というのが、すごく問題として抱えている。前にも申し上げたことがあるので、くどくて申しわけないが、都内では市区町村の監査委員が捨てろと言っているところがある。何で取っておかなくちゃいけないのかと。それをもし認めたとすると、第2条に規定している都道府県を経て、文化財としての認定というのはどこでもやっていることだと思うので、その効力がないということになってしまう。ちょっと心配なことなのだ。

具体的には何をするかと言ったら、早く有形文化財の登録制度を入れて、埋蔵文化財で

発掘して報告書が出たものを一括に登録文化財にしていくということなのだ。そうすると、この認定以上に法律的な根拠が出てくる。保管保存しなければならないということで。法律的な根拠がない限り行政はお金をつけないから、いくら学術上の価値がと言っても、それはもう余程のことでないと予算措置はしてくれないから、法律を使うしかない。だから、文化財保護法をうまく使うということなので、平塚市も埋文の破片のトレーに入れたものをどこに置かかって、大変な思いをしておられると思うけど、捨てていいのかどうかということで。前に群馬県の埋文センターが、破片を庭に全部埋めてしまって、大問題になったことがある。結局、行政的には背に腹は代えられないということで、保管場所がなければどうするのかという問題になってくる。東京都内はもっと大変なので、神奈川県内などに比べれば、土地がないから、要するに置くところがない。空き教室を使ったり、いろいろやっているけど。何度も今まで申し上げてきたことだが、埋蔵文化財はこれがあるだけに強い。考古の資料というのは、この102条があるから非常に強い規制力を持っている。

ところが他のものはこういう規制力はないから、文化財としての認定そのものが他の分野については、誰がやるのかということは一切保護法上にはないから、行政支援としては、指定物件とか登録物件にしかお金が出せない。

文化財というのは、仏像なんて宗教的なものだし、お寺の絵画なんてもう宗教絵画だから、特定宗教に関する保護なのだろう。それを言われなかったために文化財にしている。文化財というのは公共物になるわけで、公共物になることによって公費をつぎ込むことができる。そうでなければ、信仰対象だから、特定宗教に対する支援になってしまうから、お金を出している場合に、憲法問題で、訴訟を起こされたら負けてしまう。そうじゃなくて、文化財として認めるというのは別のことなので、別の価値を与えていくということだから、そこで公費負担ができるということになる。

結局、いろんなところに絡んでくるのだが、この認定というのが各文化財全部に及べばいいのだけれど、現時点では埋文だけである。つまり、あそこの仏像は市区町村や都道府県、国の指定や登録に一切なっていないけども、こういう価値があるから、誰かが都道府県が文化財として認定するというような条文が保護法上に出てくれば全く問題なくなるということ。

何度も言うが、博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全面改訂が進んでいて、おそらく国はその内容を変えることはないと思うけれど、パブリックコメントでは反対意見が結構出ている。だから、廃棄という言葉だけ入れるなどというような公的な表明というか、声明を幾つもの学会が出している。廃棄という言葉を入れると、この基準に基づいて、どんどんできちゃう。だから余程のことがない限り廃棄なんてことはありえないということにするためには、言葉を入れては駄目なんだ。廃棄というのは、余程慎重にやらないといけないので、ちょっと気になったところである。

文化庁の動向を見ておいて欲しいが、博物館の望ましい基準が全面改定されるにあつ

て、文化財保護法の施行規則とかその法律の下のいろんな通達だとか、そういうところに上部にはこうあるけれども、こういう場合については廃棄していいとかいうような通達が出てこないとも限らない。現状から見て、そこを心配しているので、注意をしておいてほしい。これは平塚市だけの問題じゃなくて、神奈川県文化遺産課あたりがどのぐらい認識しているのかわからないのだけど、県の認識もそんなに高いとは思えないので。余計なことを言ったけれども、そこを注意しておいて欲しい。

(委員長)

これに関しては何か、ご意見は。

(委員)

今の関連だが、土屋埋蔵文化財の収蔵庫の話があって、以前に聞いたかもしれないが、ここには城島にあるものが入って、寺田縄の部分のものは、入ったりしないのか。

(事務局)

寺田縄の方は、倉庫機能は持っていない。倉庫で機能しているのが城島分室と大神にある収蔵施設とあと民間の倉庫だが、米善倉庫というのを借りていて、今その3施設に加え、新たに土屋の倉庫を改修して使っているという形である。

(委員)

城島を無くして土屋に移すわけではないのか。

(事務局)

移る。ただ、城島倉庫にまだ残っているものをどのように収納していくか今後検討していくことから、それが決まらなると、城島の中のもの全部退かないので、4倉庫が稼働する形になる。城島の倉庫も大分老朽化が激しくなるべく早いうちに廃止の方向に持って行きたいが、収納物がまだ残っているので、今後どのように移動と保管等をしていくか、この委員会で相談していきたいと思う。

(委員)

ここで聞いたかったのは、城島のものがすべて移ったとして、キャパシティ的には何%で、どれぐらい持つものかという点。

(事務局)

90%は超えると思うので、次を探さなければならない。

(委員)

では、土屋ができたとしても結構ギリギリということか。

(委員)

これも前に話したが、豊島区では、発掘地があって、報告書ができると一括して全部登録文化財にしている。考古遺物、埋蔵文化財の遺物は、一括してというのは登録だとできるので、指定だと単品単品で1つ1つ非常に細かく見ていかないとんだが、登録の場合には一括が可能なので、ずっとそれを積み重ねていたために、豊島区は飯能に土地を持っていたので、そこに約10億円かけて収蔵庫を作った。これはやはり埋文の遺物が登録文化

財として法的にきちっとその保存というのが義務づけられている。つまり第三者の文化財保護委員審議会だが、そこで文化財というものを認定しているわけで、そのような法的措置をきちっととっていたということが10億近い金を豊島区は出して、離れているけれども、飯能市に収蔵庫を建てたということだ。ただ、そこも、作ったのは7、8年前だけれど、予測では、20、30年ぐらいしかもたない。収納物は増えていくばかりなので、さっき言ったその保護法の改正まではいかないのだろうけども、博物館の望ましい基準のように廃棄という言葉をどっかで文化庁は入れてこないとも限らない。だから、そのこのところどうしたらいいのかっていうこと、どこまで取っておかなきゃいけないのか。

これは考古学協会とか考古学会とかおそらく歴史系の学会だけじゃなくて、人文学全体或いは日本の学術全体に関わる問題だから、いろんなところで議論しなきゃいけない。学術会議がどこまで力があるか、もうどんどん弱まっているから、学術会議に持ち出してもさほど国への影響力が出てこないのだろうと思う。その法律を使って、収蔵庫を何とか確保できるような道筋を、考えていかなければいけない。

3、40年前から学校1つ建てるのは10億って言われていたが、今、10億ではそんなところまでできないので、そのお金は平塚市にとってどのくらいの負担なのかね。

(委員長)

用心しながら、情報を集めて、まずはそこまで。別に要求とかではなく、できる範囲で検討を進めていただきたい。

これは繰り返しても、仮定の話もあって、必ずしも明確になっていない部分もあるし、行政や行政ラインの立場もあるから、情報を的確にとらえ、まず、心配しながら見ているので、またそれで具体的なところで、この場にかけていただければ、ということが可能かどうかという判断ができるわけなので。実例でうまくいっているということで、こうやればいいという見通しというのはついてくる。そこで我々も参加できるような、そういう議論にしたいと思う。

(委員)

国が通達とかを出した段階では、もう絶対に覆らないので、それに加担している研究者もいるから、過去にその委員になっている人に何でこんなことやるんだと直談判に行った覚えもある。

(委員長)

ということで、事務局の中でもご検討を願いたい。また、委員の先生方も情報を集めるように、それでこの場で揉んで何かいい方策がとれるようお願いしたい。

(委員)

文化財の普及と活用のところで、指定文化財については、特別公開という形で日を決めて、見学に行ったりとか、或いは博物館の中でやっていたが、来年度の事業の中にはないし、今後、いわゆる文化財の公開については、事務局の方ではどうお考えか。

(事務局)

指定文化財の公開について、以前は文化財めぐりのような形で各寺院にお願いして協力いただいて、公開日を設けてもらった。昨今、所有者の日程が合わなくて、ちょっと開催が難しいところも出てきてしまっている。公開、開帳している日というものをなるべくホームページ等でお知らせをいているが、それを一堂に会してというのは、日程調整が難しい現状がある。

博物館で行った展示について、以前、正副寺の仏像の修復に伴って公開ということでは実施できた。その他にも埋蔵文化財だとか、近日公開できてないところもあるので、博物館の方とも協力しながら、実施できる運びにしていきたいが、現状では明確な企画案というのが固まっていないので、予定の中には入れていない。また、社会教育課で管理している公民館の提示ケースがあり、そちらでは年1回、各施設の方で入れ替えをやっているの、1年に1回更新という形で市内の文化財の展示は実施しているが、博物館とか大きい場所を使ってというのは現段階では、予定が立たない。

(委員)

それぞれの所有者の公開に任せ、その情報だけを流しているという形になってしまうとここで言っている普及活用の部分がかかなりできてこないと思う。例えば、それを補う部分として、デジタル化の映像を流すとか、今ホームページにあるのは結構写真が粗い。どんな仏像が指定されるのかを見ようとすると、結構粗い画像のものしか見られない。お金がかかることだと思うが、しっかりした画像で、しかも3Dで見られるようにすると思う。

(事務局)

博物館とかでデジタルアーカイブという形で公開している資料の見せ方ということか。

(委員)

博物館もそうだが、社会教育課として、そちらの方も考えていかないと、この普及活用の部分で、指定文化財の一覧表だけがあっても、どんなものが指定されているのかというのは、実際わからないし、見に行く機会があれば、行ってみようかなという気にもなるが、それもないという、そもそもどんなものが指定されているものなのかというのはわからない。

(委員)

これもまた無茶ぶりとなるが、デジタルアーカイブはもうあって当たり前の世界だ。ない方がおかしい。博物館でもどこでもアーカイブを作っているところが、ものすごく多い。

無茶振りというのは、東京都が文化財ウィークを設けて一斉に都内の文化財公開をやっている。どんどん拡大していつているわけで、今まで文化財を持っていなくても博物館のようなところもどんどんそのウィークで特別なことをやる。そうすると、文化財そのものの意味というのが非常に多くの方々にわかってもらえる。公開のときには、できるだけ地元の人に出てもらって受付などをやってもらい、自分たちの文化財なんだという意識づけを公開事業というのは担っている。何で神奈川県とか他の都道府県は、東京都に倣ってそ

ういうことをやろうとしないのか。他の都道府県でやっているところがあるかもしれないが、むしろ平塚だけでいくら頑張っても、それよりも広い意味での文化財に対する関心度を高めていく、つまり文化財に税金を使うことを可とする考え方を広めていくということ。それは県あたりがしっかりと動いてくれないと、平塚市が県としてやれと県へ要望を出してください。

文化財公開ウィークを文化の日を中心にして1週間ぐらい東京都はやっている。これはもう随分長く、始めてから時間がもう何十年 30年ぐらい経っているのではないかと思うが、立派な公開のガイドブックを作って、やっている。それは平塚市から県へと各自治体が県に言わなきゃ駄目だ。そういうことを要望として、一斉に動けば県だってその各市町村にそれなりに予算措置をすることだってできるでしょう。

(委員)

県下の文化財担当者の連絡協議会みたいなものがあると思うが、そういうところで議題に出てないか。

(委員)

出ない。

(委員)

それは文化財だけじゃなくて各博物館とか、その期間だけ無料にするとか、県へ言ったほうがいい。

(委員)

確かに県内の文化財の、いわゆるこういう指定文化財の紹介といっても、ホームページをたどっていても、先程の発言のようにいい写真が載っていない。それから、場合によっては本当に項目だけで何が何だかわからない。他の県なども見たけれど、全体にレベルが低い。

(委員)

去年11月、厚木の本禅寺と本照寺という意外と2か所が近いところで、そこで話を依頼されて行って、私は絵画が専門なので、その天井画と本照寺さんには結構大きな涅槃図があるので、それを解説した。そうしたら、まずボランティアの人たちが熱心で、私が解説している間、メモを取って、「次回のときにはもう少し詳しくできるようにします」と言っていた。募集でそんなに集まらないと思っていたら、30人以上集まって、お寺の宝物殿みたいところがぎりぎり入れないかもしれないので、2回に分けるかもしれないという話になったのだが、スペースを取ってくれて、30人入った。その時、結構、人が集まって、私は市の教育委員会の方の車で移動したのだが、皆さん、そこをのんびり歩きながら移動して、楽しかったと。そのあと細かいアンケートで、どういう点を今度はやって欲しいとか、具体的なアンケートもとっていたようだ。なぜそこで公開されたかという建物修復され、新しく耐震になって完成したというので、ご住職はすごく好意的であった。デジタルも大事なのだが、やっぱり対面で見ると、直に行きって身近にどこにあって、どうい

うふうに保管されていて、どういう状態なんだというのを現地で体感することが大切。全体として、そのお寺とか建築物の構造とどういふふうに関わるのか、総合的にその建物がいつからの建物で、そこに配置されているものがどういふもので、実は建物以上に古いものもあつたり、或いは建物ができた後でさらに付け加えたものとか、それが一遍に説明できる。そうするとやはり来ている人は関心が持てて、このお寺ってそういう時代のもので、そこに安置されているものがこういうものであるというのが身近に感じられる。博物館でやるというのは基本として大事と思うが、現地というのも大事だなというのを解説して思った。

(委員)

やはり文化財は大事だという認識は博物館の展示を見ただけではわからない。

(委員)

そう、特別展の展示と同じような感覚で見えてしまう。だけれども、現地に行けば、その建物とか、その周りの環境とかと合体して、そこにあるということが大事だということがある。それが平塚という地形、平塚という歴史の中でどういふふうに建って、どういふ信仰のもとに建ったとか、そういうものがわかるので、文化的に、一点ものではなくて、全体的、総合的な理解が育むと思う。そうすると歴史にも関心を持つ。私もよく知らなかったが、説明していたときに、「この辺は、絵師がいっぱい出るところなんですか」と聞かれた。それでどういふことかと思つたら、文化的に関心のあるその地区のものは江戸に出て修行して帰ってくるというケースがある。だから、その地政学的な問題も含めて、もう一度厚木でやったのだが、厚木の中で今の駅に近いところなのか、離れたところなのか、川べりなのか、山との境にあるのかと言うようなことも認識されるし、私は知らなかったが江戸時代のいわゆる風土記とかそういうものも検索していくと、当初はもっと広い土地に幾つも同社が建っていたけど、現在ではこれが残っているという、遡って歴史がわかる。おそらく考古ものがそこから出てれば、実はここには中世にはこういうものがあり、古代にはこういうことがあつたということが、還元されてくるわけではなかろうか。だから断片的に当たるのではなく、全体、これが現地に行くといふことのメリットの1つかなと思つた。

(委員長)

他の議題もありますので、事務局の中で議論していただきたい。

一遍には解決しない、できない話もあるかもしれないけど、非常に重要な指摘を各先生方がなされている。それとターゲットが文化の日とか、何の日とかつていう、来年はそういう議論にならないようにしようとか、改善しようとかって、1つでもそういうことができればいい。

(2) 人形芝居総合調査について (資料 2) 【公開】

(委員長)

報告事項2 相模人形芝居総合調査について、説明願いたい。

【資料2に基づき、事務局より説明】

(委員)

補足をよろしいでしょうか。ここにあるように昭和55年に三座、林、長谷、下中、これが国の重要無形民俗文化財に指定をされた。この相模五座と一緒にいろんな公開事業等を行うようになってもう50何年たった。非常に連携がうまくいっている例となっている。今後は相模人形芝居の特質を明確にし、学術調査報告書を作っていく。

(委員長)

引き続き対応にあってください。

(委員)

調査の方は今順調に進んでいる。

(事務局)

令和7年度も下半期になって大分スピードアップしてきた感じで、このままうまくいきたい。継続して調査を進めていく。

(委員長)

他には。

(委員)

配っていただいた資料が、お手元にあると思うが、高校時代に班目の足柄座について調査をしている学生がいて、それが全国高校生歴史フォーラムに応募して知事賞を受賞したというものである。このテーマに関わる話だったので、参考までに、新聞の翻刻も含めて持ってきた。

(委員長)

それでは、後で読ませていただいて、また何かあったら、委員に質問したい。

(委員)

事務局の方にも情報が寄せられたとか。

(事務局)

この学生さんの高校の先生が今足柄座調査の担当してくださっていて、この方を補助員として使っていいかという打診があった。戦力になっていただけたらと思う。

(3) 近世・近代遺跡の今後の取り扱いについて (資料3) 【非公開】

(4) 文化財保存修復について (資料4) 【非公開】

(5) 平塚市内文化財の調査について（資料5）【非公開】

2 その他【公開】

議題無し。

事務局から文化財防火訓練等実施状況を報告して終了

以 上